

30 日パン工第 25 号  
平成 30 年 11 月 14 日

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長  
道野 英司 様

一般社団法人日本パン工業会

会長 飯 島 延 浩

### 営業許可制度の見直しに係る製パン業界の要望

現在、食品衛生法等の一部改正に伴い、営業許可制度の見直しに向けた検討が行われています。本検討にあたり、下記項目について要望いたしますので、ご高配を賜りますようお願いいたします。

#### 記

- 製パン業界では、「菓子製造業」、「飲食店営業」、更にリテールベーカリーにおいては、「喫茶店営業」、「乳類販売業」、「食料品販売業」等、複数の営業許可が必要とされる。一方、基準や判断が地方自治体や保健所によって異なっていることから、地方自治体等によっては、申請しても許可が下りない、許可申請時や更新時の費用が高額となる、申請時に新たな設備変更（区画や手洗い設備の増設等）が求められるなどの支障が生じている。今後、営業許可制度見直し時には、地方自治体等の「判断基準の統一」を図っていただきたい。

#### (具体例)

菓子パンを製造しているラインで、新たに調理パンを製造することになり、飲食店営業の許可を取得しようとしたところ、地方自治体等によって取得できるケースと、区画が必要とされ同一ラインでは取得できないケースがある。

- 「菓子製造業」と「飲食店営業」を統一する場合は、飲食店営業が不要な事業所等もあることから、営業許可申請の審査条件が増えて全体に難易度が上がらないようにしていただきたい。

以上